

公益財団法人日本肥糧検定協会 平成 26 年度事業計画

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

平成 26 年度においては、公益財団法人の立場に立って、前年度の事業実績を踏まえ、農業を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、収支均衡を図りながら、肥料をはじめとする農業資材等の成分分析、肥料効果・植害などの栽培試験等を実施し、その結果について証明書、成績書の発行を行う。また、肥料の品質保全・改善に関する普及指導及び行政・関係団体等との連携協力を推進する。このことにより、わが国の農産物の高品質と安全及び土壌等農業生産環境の維持と安全の確保に資する。

(事業)

1 肥料等成分分析及び肥料効果・植害試験等に係る証明書、成績書発行事業

(1) 肥料等成分分析証明事業

区 分	平成 26 年度計画 (試料数)	平成 25 年度計画 (試料数)
総 数	6,000 件	5,700 件
本 部	3,400	3,300
支 部	2,600	2,400

(2) 肥料効果・植害など成績書発行事業

区 分	平成 26 年度計画 (試験数)	平成 25 年度計画 (試験数)
総 数	100 件	95 件
本 部	80	75
支 部	20	20

2 肥料の品質保全に関する情報の周知、啓蒙、普及指導事業

(1) (独) 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) との連携の下に、東京肥料品質保全協議会、大阪肥料品質保全協議会の運営を支援し、肥料取締法に基づく肥料規格の改正情報、行政当局における分析法の基準に関する情報等について、会議開催や資料提供により普及、啓蒙を行う。

上記肥料品質保全協議会の下に設置された肥料分析部会の運営を支援し、全国的な肥料分析技術水準の維持向上に資する。また、家庭園芸肥料・用土協議会の運営を支援する。

なお、肥料関係利用者等からの希望に応じて「肥料分析法（1992年版）」の配布を行う。

(2) 肥料関係業者等からの相談に係る支援事業

肥料製造業者、輸入業者等から、新たな資源の肥料利用の可能性、肥料化の場合の規格適合性、肥料における有害成分や有効成分項目、肥料登録の手順その他に関する質問、相談に対応する。

3 行政・関係団体等との連携協力事業

肥料行政当局の技術関係会合、肥料等技術検討会（FAMIC）等へ、要請により専門家を派遣するとともに、リン資源リサイクル推進協議会に参画する。また、肥料関係団体が主催する土づくりフォーラム、関東東海土壤肥料技術連絡協議会等各種セミナー等に参加協力する。

4 その他

当協会における分析技術等の平準化と高度化を図るため、本部支部間の技術交流、他の分析機関への研修派遣等を進める。

(会議等)

以下のとおり予定する。

1 理事会

(1) 第1回理事会

平成26年6月10日（火）

「第1回評議員会の日時、場所、開催目的である事項の決定、平成25年度事業報告及び決算、その他」

(2) 第2回理事会

平成26年7月1日（火）

「理事長、常務理事の選任、その他」

(3) 第3回理事会

平成26年11月

「理事長及び常務理事の理事会への自己の職務執行状況報告、第2回評議員会の日時、場所、開催目的である事項の決定、その他」

(4) 第4回理事会

平成27年3月上旬

「平成27年度事業計画及び予算、理事長及び常務理事の理事会への自己の職務執行状況報告、その他」

2 評議員会

(1) 第1回評議員会

平成26年6月30日(月)

「役員を選任及び解任、平成25年度事業報告及び決算、その他」

(2) 第2回評議員会

平成27年3月中・下旬

「平成27年度事業計画及び予算、理事長及び常務理事の理事会への自己の職務執行状況報告、その他」

3 監事監査

平成26年5月下旬

平成25年度事業実績及び会計の監査

附 則

- 1 この事業計画書は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、定款第8条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。